

報告事項（1）資料

令和3年6月定例県議会の概要について

各 課 共 通

令 和 3 年 7 月

令和3年6月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

山本 啓介 議員

◇長崎県の近未来像について

(1) 新型コロナウイルスによる社会の変化が教育現場に与えた影響と新しい時代を生きる子どもたちに求められる力をどのように考えるか。

(教育長答弁)

情報化の進展に加え、新型コロナウイルス感染拡大により、社会が加速度的に変化する中、教育におけるICT活用の重要性が高まっております。

ICTの活用により可能となります、これまでのような時間や空間の制約を越えた児童生徒の個に応じた質の高い学びや他者との協働的な学びを通して、新たな時代に必要な資質・能力の育成が求められております。

これからのAI等の先端技術が高度化する社会においては、必要な情報をタイムリーに収集して活用する能力や、考えを表現し、伝え、議論する能力を基盤として、さらには、答えのない課題に主体的に取り組み解決に向かう力や、新しい価値を創造する力などがより重要となってくるのではないかと考えております。

- ・1人1台パソコンが整備されるなど、県立高校においてもICTの活用が大きく進むことになるが、これまで研究を重ねてきた遠隔教育を今後どのように展開していくのか。

(教育長答弁)

県教育委員会では平成25年度から、オンラインによる授業の配信や国内外の大学との連携など、遠隔教育に適した指導のあり方等について研究を続けてきております。

今年度からさらに3年間、文部科学省の指定を受けまして、宇久高校、奈留高校及び北松西高校において、遠隔システムの新たな活用法に関する実践研究を行うこととしております。

具体的に申し上げますと、3校に対して例えば壱岐高校から歴史学や考古学の専門的な授業を配信したり、小規模校ではそれぞれ個別に開設することが難しい科目の授業を、3校がそれぞれ相互に配信し共有することとしております。

また、オンラインで島外の生徒と交流したり、大学や企業等の外部講師の指導を受けたりするなど、生徒に多様な学びの機会を提供したいと考えております。

このような実践を通し、離島の小規模校において、生徒の視野を広げ、主体的な進路選択につなげるとともに、将来的には、他の高校においても遠隔教育のメリットを積極的に活用し、学校の枠を超えた教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

◇教育行政について

(1) 前教育長は直面する不登校やいじめ問題などの解決に力を注いでこられたが、平田新教育長は、これまでの経験を踏まえ、どのような課題に重点的に取り組むのか。

(教育長答弁)

前教育長の任期中から重点的に取り組まれております、いじめ、不登校児童生徒への対応や、学力向上対策の充実などにつきましては、引き続き、しっかりと対応してまいります。

また、小規模校が多い本県においては、確かな学力を育むための「学びの機会」の確保と「教育の質」の確保が極めて重要です。このために、現在整備が進む1人1台端末等ICTを最大限に活用した教育の推進ということが、極めて重要であろうと考えています。

加えて、人口減少が進む中、若者の地元定着に向けた支援についても、これまで以上に取り組んでいく必要があります。そのため、地域の強みや課題を主体的・探究的に学ぶふるさと教育を一層充実させるとともに、学校と地元企業等との連携を強化するなど、次世代の産業人材の育成にも力を入れたいと考えます。

子ども達の夢や進路の実現に向けて、個々の能力を最大限に引き出す教育に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 学校における感染症対策、感染者が出た場合の対応、学びの保障のための工夫、感染者への誹謗中傷等の防止に向けた取組はどのようにしているのか。

(教育長答弁)

新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、国の対応マニュアル等も踏まえ、本県の感染ステージに応じて、具体的に学校が取るべき対策を定めており、これに基づいて学校での感染防止に取り組んでおります。

なお、感染者が発生した場合には、保健所と協力をいたしまして、まず、接触者等の影響の範囲を早期に特定して、臨時休業の範囲を最小限に留めるとともに、学びの保障の観点から、一定期間通学できない児童生徒に対しては、本人の状況を見ながら課題を与えるなど、学習の遅れが生じないように配慮しております。

誹謗中傷等の防止に向けた取組としましては、感染者に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されないと認識に立ち、機会を捉えて児童生徒の発達段階に応じた指導の徹底を図るとともに、感染者が発生した場合は、感染者やその家族等に対して、感染を理由とした偏見や差別が生じないように、児童生徒及び保護者に周知・啓発を行うこととしております。

また、心のケアに関しましては、きめ細やかな観察や面談、スクールカウンセラー等と

連携し、丁寧な支援に努めております。

山田 朋子 議員

◇教育行政について

(1) LGBT対策について

- ・学校でのLGBTに係る具体的な対応について、県としてどのように取り組んでいるのか伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会では、文部科学省の通知に基づき、LGBTに係る児童生徒への配慮については、きめ細やかな対応に努めております。

具体的には、個別に相談があった児童生徒に対して、職員トイレ・多目的トイレ等の利用や、自認する性に合った制服の着用を認めた例もあると聞いております。女子制服のスラックス導入等についても、導入が進んでいるところであります。

女子の制服に関しましては、スラックスを導入している公立高校が57校中19校であり、さらに来年度からが2校、現在検討中が15校となっています。中学校は、165校中9校が導入しており、来年度からが22校、検討中が41校となっています。

また、多目的トイレの設置状況は、小中学校で約4割、県立学校で約9割となっています。この点はバリアフリー化の促進ということもありますので整備の促進を図ってまいりたいと思います。

今後も各学校での相談状況や、対応事例について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの研修会等においても紹介し、児童生徒一人一人の多様性を尊重しながら、きめ細やかな支援に努めていきたいと考えております。

(2) 「フェーズフリー」の学校現場への導入について

- ・「フェーズフリー」の考え方に基づく教育を学校現場へ導入することについて、県としての考えを伺いたい。

(教育長答弁)

子どもたちが、災害時にも自らの命を自分で守り、たくましく生き抜く力を育てる上で、日常の教育活動から非常時にも役に立つ要素を取り入れた防災教育を展開することは有効であると考えます。

県教育委員会としましては、平成24年度から文部科学省委託事業「学校安全総合支援事業」において、主体的に危機を回避する態度や行動力の育成に取り組み、教職員をはじめ、児童生徒の防災意識の向上に努めているところです。

今後さらに、本事業を中心として、気象台や長崎河川国道事務所等と連携・協力しながら、日常時も非常時も役に立つ防災教育の視点やその実践について、市町教育委員会や各

学校へ周知していきたいと考えます。

(3) 新教育長の抱負について

- ・LGBTや「フェーズフリー」については、県教育委員会においても積極的に対応を進めていくべきと考えるが、あらためて、教育長としての抱負を聞かせてもらいたい。

(教育長答弁)

まず第一に、子どもが長い時間を過ごす学校が、子どもにとって、安全安心な場所であるということが最も重要であると考えています。

さらに、これからの教育におきましては、子どもが自ら課題を考え、主体的に解決する力を育むことや、「多様性」あるいは「包摂性」といった観点を重視した教育を進めていくことが重要であると考えています。

LGBTに係る児童生徒への対応や、防災教育の推進につきましても、そういった観点から、しっかりと取り組んでまいります。

近藤 智昭 議員

◇教育行政について

(1) ふるさと教育のあり方について

- ①ふるさと教育を充実させるために、どのような取組を行っているのか。

(教育長答弁)

これまでも、小学校では、自然体験や人々とのかかわりを通して、ふるさとへの愛着や誇りを育み、その上に中学校では、文化や産業などについて学ぶ中で、チャレンジ精神や探究心など、ふるさとを担おうとする実践力を身に付ける、ふるさと教育を展開してまいりました。

さらに今年度からは、県内9市町11の中学校を指定し、地元企業や関係部局等と連携しながら、生徒が、地域の課題を解決するなどの教育活動を実践し、ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業に取り組んでおります。

また、高校においては、中学校での取組を踏まえ、地域の課題を更に掘り下げ、自分事として捉えながら、その解決に向けて主体的に行動できる生徒を育てるために、地域をフィールドとした課題探究型学習を行っています。

加えて、県教育委員会としましては、希望する高校生に対して起業家精神を育む研修を実施するとともに、SDGsの視点から優れた課題研究を行っているグループの取組を県立高校生に紹介することで、ふるさと教育の質の向上を図りたいと考えております。

今後とも発達段階に応じたふるさと教育の充実に向け、地域や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

②離島のふるさと教育への財政支援について県はどのように考えているか。

(教育長答弁)

県教育委員会としましては、人口減少が著しい離島部におけるふるさと教育の推進の重要性については認識しているところです。

そのため、離島振興法の改正に向けた意見書におきまして、離島部でのふるさと教育の推進に対する支援の拡充を盛り込み、今後、財政支援につきましても国に対して要望してまいりたいと考えております。

(2) 統合した学校の指導体制について

・統合した学校の指導体制充実のために、どのような手立てを講じているのか。

(教育長答弁)

学校の統合に際しては、新しい学校生活に期待する一方で、子どもや保護者の中には、友達と良好な関係をつくることができるのか、きめ細かな指導を受けることができるのかなど様々な不安が生じることがあると聞いております。

県教育委員会としましては、市町教育委員会と綿密に連携を図りながら、統合を考慮して教員を配置するとともに、統合支援のための加配教員を一定期間配置しているところであります。今後も、統合した学校において、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう指導体制の充実に努めてまいります。

(3) 学力向上について

①今後、県教育委員会として児童生徒の学力向上にどのように取り組んでいくのか。

(教育長答弁)

小・中学校では、新学習指導要領の実施を受け、児童生徒が主体的に考え、課題を解決しながら学力を身につける授業の工夫を重ねており、県では、授業改善の指針を市町と連携して作成しました。また、指針には、学力調査の分析から見えた課題である、読解力の育成に関する内容も盛り込んでおります。今後は、本指針を活用した教員研修等を通じて、学力向上の取組の充実を図ってまいります。

一方、高等学校においては、自ら学びに向かう生徒の育成が課題だと認識しております。教員主導の受身の学習だけではなく、生徒自身が自分の関心や課題に基づいて主体的に学んだり、生徒同士が議論を交わしながら学びを深めていくなど、いわゆる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っているところです。

今後は1人1台端末を活用することで、個に応じた主体的な学びと、児童生徒同士の協働的な学びの充実が一層図られることが期待されます。

端末導入後は、県教育委員会の職員が授業を参観し助言を与えたり、成果を上げている他校の教員の指導を紹介するなど、授業や指導改善の支援に努め、児童生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。

②難関といわれる大学へ進学を希望する生徒の学力向上にどのように取り組むのか。

(教育長答弁)

高等学校においては、従前から、生徒の進路目標の実現に向けて、習熟度別授業や個人添削指導などを行っております。

生徒の学力向上には、教員の指導力向上が不可欠であり、教員研修の一例として、県教育委員会の職員と県立高校の教員が教科ごとに集まり、授業を参観したり、教材や指導法を研究したりなど、学校を超えた研修を行っております。

さらに今後、1人1台端末の導入により、従来の指導法や指導力に加え、情報技術を生かした教育サービスを活用し、習熟度に応じた指導の充実を図るなど、教員には新たな指導力が求められます。

県教育委員会としましては、学校と一体となって端末を有効活用した指導法などについて研鑽を重ね、個々の生徒の習熟度や進路目標に応じた質の高い学びを提供することで進路実現を図り、生徒や保護者、また地域の期待に応えてまいりたいと考えています。

(4) 県立高校における新しい学科の設置について

・今回新たに設置しようとする「地域科学科」、「文理探究科」の導入目的や特色は何か。

(教育長答弁)

今回の第9次実施計画におきましては、自ら新しい知識・技能を求めて学び、困難に果敢に挑戦する意欲・態度を育むことにより、急激に変化している社会に対応できる人材の育成を目指した学科改編を行うことにいたしております。

松浦高校に令和4年度から全国で初めて新しい普通科の形として導入する「地域科学科」では、普通教育を基盤としながらも、地域社会の課題や魅力に着目した科学的・実践的学びの充実を図ります。それにより社会の変化に対応できる「課題解決能力」や「ふるさとを大切にする姿勢」を身に付けさせ、地域や社会の未来を担うリーダーの育成を目指してまいります。

また、長崎北陽台、佐世保南、島原、大村、猶興館各高校に令和5年度から導入する予定の「文理探究科」では、大学や国際機関等と連携・協働し、理系・文系の枠を越えて、教科横断的な探究型学習の充実を図ります。それにより多彩な学問分野を学ぶ大学への進学に必要な基盤的・総合的学力を身に付けさせ、ふるさと長崎や世界の未来を拓くリーダーの育成を目指してまいります。

千住 良治 議員

◇学校教育について

(1) 特別支援教育について

①特別支援教育支援員の増員について県教育委員会の見解を伺いたい。

(教育長答弁)

通常の学級で学ぶ特別な支援が必要な子どもの学校生活を支える上で、特別支援教育支援員の配置の必要性は高まってきており、県内の小・中学校の支援員の配置人数は年々増加しております。

県教育委員会としては、支援が必要な児童生徒のニーズに応じた支援員の適切な配置を市町教育委員会に促しており、今後も安定した配置ができるよう、政府施策要望において、必要な財源の措置を国に要望しているところです。

また、支援を必要とする児童生徒の特性や教育的ニーズに沿った支援方法についての研修会を実施するなど、教職員の専門性の向上も図っているところであり、今後も支援員と教員が連携しながら、一人一人に応じた適切な指導や支援が行われるよう努めてまいります。

②支援が必要な子どもの保護者に対し、障害への理解を深めるための現在の取組状況と今後の方向性について伺いたい。

(教育長答弁)

支援が必要な子どもの保護者に対して、各学校では、特別支援教育に関する研修会や外部の専門家を交えた面談を実施するなど、保護者の障害に対する理解を促す取組を行っております。

また、保護者が子どもの発達の状況を適切に理解し、学校と共通理解するため、各発達段階に見られる特徴や目安を示したチェックシートを作成したところです。

今後、様々な研修会を通してチェックシートの活用事例等を発信し、更なる活用の促進を図りながら、保護者の障害に対する理解を深める取組の充実に努めてまいります。

(2) 教員の人材確保について

・県教育委員会においては、教員の人材確保にどのように取り組むのか。

(教育長答弁)

教員採用選考試験における志願者の減少や臨時的任用者の不足など教員の人材確保は、本県小・中学校における喫緊の課題となっております。

県教育委員会では、年度当初の21市町の教育長との合同会議において、この課題を共有して対策を進めるため、大学と連携して高校生に教職の魅力伝える取組や、学校における働き方改革の推進など、幅広く意見を交換しました。

特に、臨時的任用教員に受験を促したり、他県で勤務する教員にUターンを呼びかけたりなど、教員採用選考試験における志願者を増やすこと、また、教員として資質・能力がある人材を掘り起こし、臨時免許状を発行して任用することなど、県と市町が協働して推進する取組を確認いたしました。

今後も、市町教育委員会や大学等と連携し、教員の人材確保に努めてまいります。

(3) 中学校部活動について

①県教育委員会としては、部活動の意義をどのように考えているのか。

(教育長答弁)

部活動は、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであります。

個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、体力や技能の向上のみならず、人間形成や健全育成において、大きな意義を有するものであると考えております。

このような部活動の教育的意義を踏まえた上で、今後部活動指導員の効果的な活用や、多様な目的を持つ生徒の受け皿となる体制づくりなど、本県の実情に応じた生徒にとって望ましい部活動の実現を図っていく必要があると考えております。

②国が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」における「休日の部活動の段階的な地域移行」を進めていくことになっているが、県はどのように考えているのか。

(教育長答弁)

本県の実情に応じた形で生徒にとって望ましい部活動の形ということを検討していく必要があるだろうと思っております。まず、そのために「長崎県部活動の在り方検討委員会」の中で関係者との意見交換会を設けて検討しております。さらに、部活動の地域移行を進めるためには、民間のスポーツクラブなどの運営主体や指導者等の確保などの課題がありますので、学校と地域が一体となって検討を進めていく必要があると思っており、そのような形で今後進めていきたいと考えております。

(4) 地域の力を活用した教育活動をどのように推進するのか。

(教育長答弁)

これからの学校教育には、地域住民や様々な専門性を有する民間の方々と効果的に連携するなど、社会総がかりで子どもの教育活動を推進することが求められます。

そこで、県教育委員会では、保護者や地域が学校経営に参画するコミュニティ・スクールの導入を積極的に推進しているところです。

令和2年度末において、県内17市町48校の小・中学校で導入されておりますが、今年度末には、20市町73校で導入される予定です。

コミュニティ・スクールは、学校が地域の産業や民間企業とのつながりをつくる上で有効であり、また、学校と地域それぞれの役割を明確にすることで、学校の働き方改革という視点においても大いに期待できる仕組みであります。

県教育委員会としましては、今年度、市町の担当者を対象とした研修会を新たに立ち上げ、さらなる導入促進に努めてまいります。

(5) 工業高校の新設について

- ・諫早地区に工業高校を新設できないか。

(教育長答弁)

高校や学科の適正な配置については、今後の中学校卒業生数の更なる減少が見込まれる中で、高校への入学の動向、交通事情や地理的条件、産業構造などの地域の実情など、総合的かつ多角的に勘案したうえで全県的な視点から検討する必要があります。

諫早地区に、工業高校あるいはその学科を新たに設置することについては、大村工業高校や、島原工業高校をはじめ、周辺の高校の小規模化を招くことが懸念されることに加え、教員の確保や、新設のための施設整備等に多額の費用が必要になるというようなことを考えますと難しいものと考えております。

久保田 将誠 議員

◇教育行政について

(1) 小学校の教員採用について

- ・本県小学校教員の採用試験における受験者を増加させるためどのような対策をとっているか。

(教育長答弁)

本年度の教員採用選考試験の対策といたしましては、受験できる年齢の上限をこれまでの49歳から59歳までに引き上げました。また、大学と連携した取組として、大学から推薦された者に対して1次試験を免除する制度を新たに導入いたしました。

その結果、現時点での志願状況は、小学校1.5倍となっており、全国的に厳しい状況が続くなかで、一定の歯止めをかけることができたのではないかと考えております。

また、他県等で勤務している小学校教員を対象とした試験について、これまで関東会場のみで実施していたものを、今年度からは関西会場を追加し、9月に実施いたします。この試験の出願期限は8月となっておりますので、さらに志願者が増えてくるのではないかと考えております。

(2) GIGAスクール構想の前倒しに対する学校への支援について

- ・前倒しされたGIGAスクール構想について、今後、どのように学校を支援していくのか。

(教育長答弁)

県教育委員会としましては、GIGAスクール構想の実現に取り組む市町や小・中学校を支援するために、昨年度から、市町、学校、大学等による教育の情報化推進協議会を設置し、県内の推進状況や全国の先進事例の共有に努めているところです。

あわせて、GIGAスクール構想の目的や内容、端末の使い方などを解説した動画を配信し、先生方の意識啓発や基本的な操作技術の研修を支援してまいりました。

また、今年度は、年度当初に1人1台端末の活用についての手引きを全ての先生方に配付いたしました。

さらに、現在、県内の22会場において、端末の効果的な活用方法等に係る研修会を実施しております。なお、本研修会の内容については、各学校で伝達し、県内全ての先生方の授業実践につなげていくことができるよう、市町と連携して取り組んでまいります。

坂口 慎一 議員

◇コロナ禍における学校及び保育現場の対応状況について

- ・学校及び保育現場における誹謗中傷、風評被害の対応と防止について伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会では、これまで児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、危機対応をまとめた「学校における安全管理の手引」を作成し、各学校に示しています。また、新型コロナウイルス感染防止対策については、別途通知等により、対応手順や保護者への連絡など適切な初期対応を求めています。

その内、誹謗中傷等の防止に向けた取組としては、偏見や差別につながる行為は断じて許されないとの認識に立ち、機会を捉えて児童生徒の発達段階に応じた指導の徹底を図るとともに、感染者が発生した場合は、感染者やその家族に対して、感染を理由とした偏見や差別が生じないように、児童生徒及び保護者に周知・啓発を行うこととしております。

また、子どもたちの心のケアについては、きめ細やかな観察や面談、スクールカウンセラー等と連携しながら、組織的な支援に努めており、電話やメール、SNS相談など各種相談窓口の周知も図っております。

今後、コロナ禍におけるこれまでの経験も踏まえて、感染症の対応について、「安全管理の手引」に盛り込んでいきたいと考えております。

饗庭 敦子 議員

◇孤独・孤立対策について

(1) 若者や子どもの自殺予防について

- ①子どもの自殺予防について、県としてどのような取組みを行っているのか。

(教育長答弁)

県教育委員会では、専門的知見を有する臨床心理士を講師とした自殺予防研修会等を毎年実施し、教職員の資質向上を図っています。

また、自殺予防教育教材「晴れないところに気づいたら」を利用して、児童生徒が自分の心を見つめ直すとともに、自らSOSを出せるよう実践的な教育を推進しております。

さらに、外部講師等による命を大切にす講話を通して、児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、スクールカウンセラー等や関係機関との連携による教育相談体制の強化を図っているところです。

また、夏休み等長期休業明けの時期については、例年通知を発出し、児童生徒の不安や悩みに対応する教育相談体制の一層の充実を図っております。

今後も、日常的な観察や面談等を通して、子ども理解を深めるとともに、児童生徒がSOSを出しやすい環境、あるいは、教職員が子どもが出しているサインに気づきやすい環境づくりに努めてまいります。

② SNSを活用した相談事業については、相談件数が少なく効果をあげているとは思えない。現在一方向の相談体制を双方向にする考えはないのか。

(教育長答弁)

県教育委員会としましては、電話、メール、SNSによる相談窓口を設置し、総合的に取り組んでおります。

SNSは日頃から活用しているコミュニケーションツールであるため、生徒が気軽に相談でき、24時間対応していることから、生徒がいつでもどこからでも悩みを相談できる場として、有効に活用されていると認識しています。

SNS相談に関しましては、双方向ではありませんが、SNSで答えを返した場合に相手がどのように理解したのか、瞬時にわからないため、相談内容を一旦事務局で受け止めて、協議してから対応するという手法をとっております。

子どもたちが相談しやすい環境を整えることは必要であると考えておりますので、今後とも本相談窓口の継続的な周知・啓発に努めるとともに、子どもたちにとって相談しやすいツールとなるよう、必要な改善を図ってまいります。

◇女性管理職について

・女性管理職の登用について、思い切った管理職への登用が必要ではないか。

(教育長答弁)

県教育委員会における、令和3年4月1日時点での管理職に占める女性職員の割合は、特定事業主行動計画において目標としておりました16%に対しまして、この5年間で3.1ポイント増加しておりますものの、11.9%となっております。

本県学校教育の充実・発展には、意欲や能力のある女性教職員の管理職としての活躍が必要であり、教員の男女構成比から見ても女性管理職の割合を高めていかなければならないと考えております。

そのため、現在、特に登用が進んでいない小・中学校においては、家庭の状況等に合わせた管理職への昇任時期の配慮や、転居を伴う人事異動への配慮など、大きな制度の見直しをこれまでも行っております。さらに、校務のICT化やスクールサポートスタッフの導入など教頭職の業務軽減を含めました職場環境を改善する取組を市町教育委員会と連携して推進しているところでございます。

今後も、女性教職員の登用に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

◇教育行政について

(1) 性暴力について

①教員の性暴力の実態と対策はどのようになっているのか。

(教育長答弁)

過去10年間におけるわいせつ事案の懲戒処分件数は、平成25年度と令和2年度は、0件でしたが、令和元年度が3件、そのほかの年度では1件から2件で推移しており、合計14件となっております。

わいせつ行為の根絶に向けた取組としましては、平成30年度に懲戒処分基準の見直しを行い、特に児童生徒に対するわいせつ行為については懲戒免職処分にすることを明示しました。

また、今年3月には、全ての教職員に配布しているコンプライアンスハンドブックを、わいせつ行為等がもたらす結果や責任の重さを自覚させる内容に改訂し、全ての学校においてハンドブックを用いた研修の実施を指示しております。

さらに、今年度から県立学校の児童生徒を対象に、セクハラに関するアンケート調査を実施することにしており、被害を早期に把握し相談につなげる体制作りを努めてまいります。

今後とも、わいせつ行為の根絶に向けて、学校と一丸となって取り組んでまいります。

②性暴力を受けた児童生徒の支援について、県としてどのように取り組んでいくのか。

(教育長答弁)

県教育委員会としましては、性暴力を受けた児童生徒に対し、被害者支援の観点から、被害児童生徒の思いに寄り添った支援ができるよう、スクールカウンセラーの派遣などの体制を整えております。

また、本県が作成した「学校と関係機関との連携マニュアル」に基づき、学校が組織的に対応するよう指導しており、さらに、積極的に児童相談所や市町の福祉部局等の関係機関とも連携し、被害児童生徒と保護者の心のケアに努めることも徹底しております。

今後も、各種研修会で教職員の教育相談における資質向上を図るとともに、日頃から関係機関等との連携相談体制の構築を通して、児童生徒の安全・安心な学校生活を守っていきたいと考えております。

③わいせつ行為で懲戒免職処分を受けた者に対して、本県で教職免許の再交付をしたことはあるのか。また、その件数を確認したい。

(教育長答弁)

懲戒免職処分を受けた者については、所有する教員免許状も失効しますが、制度上、これまでは失効後3年を経過すれば、再度、免許状を受けることができ、授与権者である教育委員会は、本人からの申請があれば、免許状を授与することとなっています。

今回、調査したところ、わいせつ行為により本県で失効した者への授与2件を確認いたしました。

なお、県教育委員会としては、この2名は、任用しておりません。

④教員から性暴力を受けた児童生徒の2次被害の防止について、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

教職員に対しましては、児童生徒が性被害を訴えてきた際、安心して相談できる場の設定や、聞き取り等の留意点、被害に起因して生じる様々な反応を理解するなど、適切な対応について、各種研修会を通して資質向上を図っております。

さらに、相談を受けた教員が一人で抱え込むことなく、管理職への報告による組織的な対応や、外部機関等と連携しながら支援することの重要性を周知しているところです。このことについては、校長会や生徒指導主事会等でも、繰り返し徹底してまいります。

また、被害児童生徒やその保護者が、学校外の関係機関での支援を希望するケースでは、警察や児童相談所、犯罪被害者支援センター等と連携し、支援することとしております。

(2) 学校の校則について

・中学校と高校における校則の見直し状況についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

本年度5月に県内66の公立高校と171の国公立中学校を対象に校則の見直しについてアンケート調査を実施いたしました。

その結果、令和3年3月以降に校則の見直しを実施した高校は30校、今後見直しを実施する予定は23校です。

中学校については、校則の見直しを実施した学校が142校、今後見直しを実施する予定は22校です。

また下着の色については、白と指定していた高校27校のうち20校が見直しを実施し、今後実施予定の学校は4校です。中学校においては白と指定していた学校111校のうち60校が見直しを実施し、今後実施予定の学校は44校です。

◇高総体について

・高総体開催にあたってどのような工夫や対策を講じ、どのような課題がみえてきたのか。

(教育長答弁)

開催にあたっては、関係者が安全・安心に競技を実施することを最優先し、全競技を無観客としました。試合を観戦したいという要望に対しては、インターネットを使ったライブ配信を行うなどの新たな取組がみられました。

また、会場に出入りする選手等を試合ごとに入れ替え、更衣室の利用時間や場所を指定するなどの感染拡大防止の取組を講じました。

このような中で、感染者発生時の対応については、行動履歴等を迅速に確認する体制を整えておくことの重要性を改めて認識しました。

引き続き、今後の様々な大会運営においても、「感染防止対策」と「教育活動の発表の場の確保」を両立させることが大きな命題と捉え、これまでの知見を生かし、更なる創意・工夫を行い、安全・安心な大会開催に取り組んでまいります。

◇水難事故の防止対策について

・子どもの水難事故防止について、県としてどのように取り組んでいくのか。

(教育長答弁)

県教育委員会としましては、水難事故防止のため、危険箇所における遊泳の禁止や泳ぐ前の体調管理、また溺れている人を見かけた時の救助など具体的かつ確実な指導の実施について夏休み前に各学校に周知し、指導の徹底を図っています。

また、水泳の授業では、水の事故から命を守るために、浮き沈みをしながら長く浮くことや、事故防止に関する心構えを遵守することなど、安全確保につながる指導を各学校の実情に応じて行っております。引き続き、各学校の創意・工夫のもと、より効果的な取組が実施されるよう促してまいります。

◇女性の活躍、キャリアアップについて

・教育庁における女性教職員の管理職への登用状況と対策についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

県教育委員会における、令和3年4月1日時点での管理職に占める女性職員の割合は、特定事業主行動計画において目標としておりました16%に対し、この5年間で3.1ポイント増加したものの、11.9%となっております。

女性職員の管理職員への登用に係る具体的な取組として、小中学校においては、家庭の状況等に合わせた管理職への昇任時期や、転居を伴う人事異動への配慮など、女性教職員が積極的に管理職へ挑戦できるような制度の見直しを行いました。また、県立学校も含め

て、将来の管理職員としての資質や能力を高めさせるために、適性を有する女性教職員を教務主任や学年主任等に積極的に登用するよう、学校へ働きかけを行っております。

今後も、管理職に占める女性の割合を16%にするという目標の達成に向けて、女性教職員の管理職への登用に積極的に取り組んでまいります。

山田 博司 議員

◇不適切な校則の見直しのお取り組み状況について

- ・県内各学校における校則「下着の色見直し」に対する取組状況をお尋ねしたい。

(教育長答弁)

本年度5月に県立高校66校と国公立中学校171校を対象に、下着の色指定の校則の見直しについて調査を実施いたしました。

県立高校においては、見直しが進められており、お尋ねの下着の色を白と指定している学校が、3月時点の27校のうち、見直しを実施している学校が20校、実施予定が4校、未実施の学校が3校となっております。

中学校においても、同様に見直しが行われており、3月時点の111校のうち、見直しを実施している学校が60校、実施予定が44校、未実施の学校が7校となっております。

◇デュアルスクールの導入・整備について

- ・デュアルスクールを本県でも導入すべきと思うが、県教育委員会の考えをお尋ねしたい。

(教育長答弁)

地方移住等に伴います区域外就学制度の活用につきましては、平成29年度に国から活用の通知が発せられており、その際、市町教育委員会についてもご案内をしているところです。

しかし、そのあと、なかなか活用が進んでいないのが実態ですが、この制度は、ワーケーション等を希望する方々の多様なニーズに応える受け入れ体制の整備につながるものであると考えております。

今後、市町におけるワーケーション推進策の一つとして、この制度の周知・活用について、関係部局と連携しながら、市町に積極的に働きかけてまいります。

「予算決算委員会 文教厚生分科会」での教育委員会関係の主な概要

【議案】

- 報告第4号 「知事専決事項報告 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第17号)」のうち関係部分

→ 承認

【議案】

□ 第 99号議案 「職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

→ 可決

・ 面前での宣誓及び宣誓書への署名押印について

(中山功委員)

服務の宣誓については、教職員としての使命を確認するため昔から続く必要な儀式だと思う。押印をしないことには同意するが、なぜ面前での宣誓まで廃止するのか。面前で宣誓及び署名させないと形式的なものになる。当初の条例趣旨を踏まえて実施し意義のあるものにしていただきたい。

(総務課長)

地方公務員法に定められた職員の倫理的な自覚を促す制度であり、職員としての使命感を確認させる大事なものであると考える。宣誓書の趣旨を踏まえて国等の先行事例を参考にしながら具体的な方法についてはこれから検討していきたい。

(教職員課長)

新規採用職員については、辞令交付式の際にその場で宣誓書へ記入押印させ、代表者に教育長の前で宣誓させていた。コロナの関係で今年度は、校長の面前で宣誓をし、宣誓書に署名押印をしてもらった。今後は辞令交付式において、押印をなくしたうえで、これまでどおり署名と代表者の宣誓を実施していきたい。

(堀江ひとみ委員)

改正趣旨について、面前での宣誓と署名押印の2つを廃止する内容ではないのか。これまでのように代表者による任命権者への宣誓を実施するのであれば、改正趣旨が違ってくるのではないかと考えている。面前で宣誓を行うというのはやりすぎではないかと考えている。条例改正するのであれば、式典においても見直しを行い、式の中での代表者による宣誓は他の方法を検討すべきだ。

(教育長)

改正趣旨については、1点目として、新たに職員となったものは、従来任命権者あるいは上級公務員の面前において宣誓してからでなければ職務を行ってはならないとしていたものを、任命権者に宣誓してからでなければ職務を行ってはならない、と面前においてということが取り除かれている。また2点目として、従前は宣誓書に署名押印して宣誓を行うとなっていたものを、改正後は押印をなくし、氏名を署名した宣誓書を提出することによって宣誓させるという改正となっている。知事部局、教育庁、県警とで取扱いの方針

を決定した上で今回条例案を提出している。教職員としての自覚を促していくということについては、条例が変わったからといって服務に対する気持ちが緩まないよう、着任直後の研修や校長との面談を実施するなどしっかりと取り組んでまいりたい。式典での方法までまだ答えられないが、代表者による宣誓については、条例上必ずしもする必要はないと考えている。

□ 第106号議案 「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」

→ 可決

・県立長崎図書館郷土資料センター集会・研修室及び駐車場に係る使用料について

(堀江ひとみ委員)

郷土資料センターにおける駐車場の使用料や無料時間の設定について、ミライオン図書館と違う理由は何か。

(生涯学習課企画監)

ミライオン図書館の駐車場使用料関係事務については大村市に委託しており、近隣の駐車場料金等を参考にして、大村市の条例において30分50円と設定されている。

また、駐車可能台数が、ミライオン図書館は205台であるのに対して、郷土資料センターは20台と少なく、より多くの方に利用いただくためにも無料時間を3時間までとしている。

(堀江ひとみ委員)

施設が新しくなるからといって、なんでも有料化しなければいけないのか。無料の検討はしなかったのか。

(生涯学習課企画監)

施設利用について、例えば、郷土資料センターの資料を集会・研修室で閲覧する場合などは当然無料であるが、図書館の本来の目的以外で利用する場合は、行政財産の目的外使用となるため、地方自治法の規定により使用料を徴収することとした。

【陳情審査】

- 陳情番号16 「海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ」(全日本海員組合 他)
- 陳情番号24 「要望書」(松浦市)
- 陳情番号30 「令和4年度 県の施策等に関する重点要望事項」(佐世保市)
- 陳情番号35 「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」(長崎県町村会)
- 陳情番号36 「令和4年度 国政・県政に対する要望書」(長崎県町村会)

【議案外】

- 性別で分けない名簿(男女混合名簿)について

(堀江ひとみ委員)

現在の男女混合名簿の使用状況について答弁を求める。

(高校教育課長)

公立高校全てにおいて令和2年度から性別で分けない名簿を使用している。

(義務教育課長)

令和3年度の状況は調査中である。令和2年度の使用状況について小学校は79.8%、中学校は73.8%となっており、令和元年度と比較して、小学校はほぼ同程度、中学校では9ポイント増加している状況である。なお、県立学校の状況を受け、性別で分けない名簿の使用について配慮いただくよう、すべての市町に通知しているところである。

(堀江ひとみ委員)

公立高校において令和2年度から100%の使用となった理由は何か。

(高校教育課長)

学校はこれからの社会をつくっていく生徒を育てる場所であり、学校こそ時代の空気や社会の風を積極的に取り入れた開かれた場所であるべきだと考えている。この思いを各校の校長と共有できたことにより、各校長がジェンダー平等の観点やLGBTへの配慮が、今の時代に強く求められているという認識に至り、100%の使用に繋がったと考える。

□ 長崎県立高等学校教育改革第9次実施計画について

(堀江ひとみ委員)

新たに設置する「文理探究科」について、学校間の競争意識の高まり等、設置について不安や疑問、危惧する声がある。普通科とどう違うのか。

(県立学校改革推進室長)

文理探究科は数学や理科、英語の時間を多く設定し学習する専門学科である。そのため、大学などの機関と連携・協働しながら、理系・文系の枠を超えた教科横断的な探究型学習を図るとともに、体験的な学びや交流活動、発表といった機会を設けるよう考えている。1年生では全員共通の教育課程で学び、2年生からは理数探究、国際探究のいずれかを選択して学習する方向で検討している。

□ 教育長の教育姿勢について

(中山功委員)

平田教育長は、これまでの行政経験や人生経験を踏まえ、教育行政の基本的な姿勢をどのように考えているのか。

(教育長)

これまで誰も経験したことがない時代を子ども達が自分らしく生き抜くための能力を最大限に引き出すことが、教育の役割と考えている。その中で、特に重要なものは、一つは学校が全ての子どもたちにとって安全で、安心して過ごせる場所であればならないということ、もう一つは、障害をはじめとした様々なハンディキャップ、家庭の事情、離島など地理的な制約に左右されることなく、学びの機会と教育の質を確保し、子どもたちに提供していくことだと考えている。

(中山功委員)

長崎県は教育立県を標榜しているが、本県の最上位の目標をどのように考えているのか。

(教育長)

教育の中で最上位の目標を回答することは極めて難しい。それぞれの課題について一つ一つ丁寧に取り組んでいく必要がある。その中で、大きな課題の一つは、大学卒業後、就職する際にUターンで戻ってくる子ども達が他県と比べ少ないということである。ふるさとのことをよく知らないまま進学し、そのまま県外で就職している。子ども達が、地域の課題や強みを知った上で、進学していくことができるよう、進学校を含め、ふるさと教育を一層推進していく必要があると考えている。

(中山功委員)

教育施策に関するさまざまな調査や分析については、教育委員会とは別の組織で行う必要があると感じている。政策を立案する者が、現場の先生に調査をすると、調査される側は批判的なことを言いにくい。第三者が一括して調査・分析し、各担当課にフィードバックしたうえで、ディスカッションしながら政策を立ち上げていくような方策が必要と考える。今回は要望にとどめる。

□ 遠隔授業の「取り組み成果」について

(麻生隆委員)

遠隔教育の取組の成果と、特に離島において、格差のない教育を目指した取組について、どのような展開を図ろうとしているか。

(ICT教育推進室長)

壱岐高校・対馬高校における国内外の大学等との連携による遠隔授業の効果等に関する研究では、専門性の高い授業によって、知識の習得や学びに対する主体性等の向上に効果があることがわかった。一方で通信環境が不安定で、映像や音声途切れるという課題があった。通信環境については県立高校の高速ネットワークが昨年度整備されている。今年度からは遠隔授業を活用してまずは離島地区の小規模校の教育の充実に取り組んでいきたい。例えば先進校である壱岐高校から専門性の高い内容の授業を配信したり、探究活動等で他の学校や外部機関とつないで生徒が多様な意見に触れる機会を充実したりするこ

とで協働的な学びを促進していきたい。将来的には遠隔授業を活用した幅広い選択科目の開設など、成果を小規模校だけでなく他の学校にも広げて、長崎ならではの教育を推進していきたい。

(麻生隆委員)

今回の3年間で課題や方向性が見えてきたと思うが、特に離島関係については教員の配置で加配もできない中、壱岐高校、対馬高校を含めて遠隔を取り組まれたと思うが、その中でもしっかりと取り組みをお願いしたい。通信環境がよくなってきた中で子どもたちが乗り遅れないような取組をお願いしたい。今後の新たな計画や取組の方向性はあるか。

(ICT教育推進室長)

今回の離島の小規模校での取組をほかの学校にも広げていきたいと考えている。具体的には計画中だが、例えば専門学科同士のつながりであるとか、小規模校と大規模校とのつながりであるとか、そのようなICTの活用が考えられる。

(麻生隆委員)

コロナ禍の前後で状況が変わってきたことも踏まえて取り組んでいただきたい。

□ GIGAスクールの課題について

(麻生隆委員)

GIGAスクール構想について、低学年の子供たちの弱視の問題が取りざたされているが、今後どのような配慮を行っていくのか。

(義務教育課長)

健康上の懸念として、視力に与える影響、学習中の姿勢、睡眠に与える影響について話題となってこれまでも議論されてきた。国においては、令和3年3月に通知を発出しており、子どもたちへの影響を考慮して端末を活用することとして、使用時のルールをいくつか明記している。その内容として、目と端末を30cm以上離すこと、また、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して遠くを見ること、また、就寝前の1時間は利用を控えることとなっている。このことを踏まえて各学校では取組を進めている。しかし、初めてのことであるので、各学校子どもの状況を見ながら、例えば、校内の学校保健委員会等で状況を確認しながら進める必要があると感じている。

(麻生隆委員)

先生方が使いこなせるために研修会等をどのようなスケジュール感で取り組む予定なのか。

(義務教育課長)

小中学校においては、児童生徒の活用上の課題やネットワークの接続の課題などがある

が、一つ一つの課題を解決しながら取組を進めている。県としては、教員全体の底上げを図るために、6月から8月にかけて、県内22の会場で各市町が導入した端末を用いた具体的な授業改善の研修を進めているところである。

本年度は特に、使う、慣れる、ということテーマにしながら、とにかく使うことを呼び掛けている。研修も重要であるが、まずは実際に使いながら学んでいくことが重要であると考えている。

□ タブレットより本に親しませる読書運動と図書館充実について

(麻生隆委員)

学校では、タブレットよりも本に親しませてほしい。私自身、学校図書館のあり方については、子どもが本に親しみながら自分の希望・目的・夢を叶える場所、あるいは自分の居場所づくりになるのではないかと思っている。

(生涯学習課長)

子どもが、発達段階に応じた本に出会い、触れることは、子どもの読書習慣の形成に非常に重要である。現在、子どもの読書活動推進の充実を図っているところであり、今後も発達段階に応じた効果的な取組を進めていきたい。

具体的には、「長崎県の子どもにすすめる本500選」を、より活用しやすいよう、乳幼児期、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生と5段階で選定して紹介している。小学校1年生には、リストを掲載した家庭読書啓発リーフレットを小学校入学時に配布して、保護者も含めた読書活動を啓発しており、また、中学生ビブリオバトル大会の開催や、高校生が選ぶ友だちにすすめる本の選定など、子どもの発達段階に応じた読書活動への興味関心を高める取組を実施している。

学校図書館については、子どもが訪れやすく、本の魅力に触れながら、居場所として快適に過ごせることが必要であると考えている。関係者が魅力ある図書館づくりについて学ぶことも重要であることから、今後も研修会等を通じて伝えていきたい。

(麻生隆委員)

タブレットについては、新しいコンピューター社会の中で、ベースは本の知識を身につけたうえで活用すれば大いに利用できると思うが、検索のあり方は、しっかりと低学年で本を学び、それから検索や調べ学習を知らないと育っていかない。その配分をしっかりと取り組ませてほしい。最後に私の意見について教育長の見解をお願いしたい。

(教育長)

委員がおっしゃるように、読書に親しむ、簡単にいえば、本にさわるということが重要だと思っている。学校の中での図書館・図書室の重要性も十分認識しているため、先ほど生涯学習課長が申し上げたとおり、様々な取組を進めながら、子どもが図書に親しむ環境づくりに努めたい。

□ 障害のある教職員の採用状況について

(山田朋子委員)

障害のある教職員の採用状況について教えてほしい。

(総務課長)

小中学校及び県立学校を含む教育委員会の令和2年6月1日現在の障害者雇用率は、2.07%となっており前年度1.85%より改善しているが、法定雇用率2.4%は下回っている。具体的な人数としては、全体で154名、うち小中学校教員が37名、高等学校教員が24名、特別支援学校教員が28名となっている。

□ 主権者教育について

(山田朋子委員)

若者の投票離れが進んでいるが、主権者教育を小学校においてどのように取り組んでいるのか。

(義務教育課長)

主権者教育の重要性を踏まえ、令和2年度から小学校で全面実施となった新学習指導要領において、様々な教育活動を通じて、主権者としての力を育成することとなっている。中心となるのは、社会科、道徳、特別活動となっており、小学校の発達段階に則しながら主権者教育が展開され、主権者としての素地となる力が育成されているところである。

□ ヤングケアラーの支援について

(山田朋子委員)

ヤングケアラーと思われる児童生徒を確認した場合、県としてどのように支援しているのか。

(児童生徒支援課長)

日常的な観察や面談等を通して子ども理解を深め、その情報を一部の教職員だけで抱え込まず、管理職の指導の下、情報共有を図りながら組織的に隙間のない対応で、丁寧に支援している。

(山田朋子委員)

こども政策局は、ヤングケアラーに対しては要保護児童対策地域協議会で対応すると説明されていたが、現在もそのような状況なのか。

(児童生徒支援課長)

ヤングケアラーについては、家庭問題への介入や保護者に関する指導等が複雑・困難であるため、教職員や学校の対応には限界があると考えている。これまでも、福祉部局と連携しながら児童相談所とも協力し、要保護児童対策地域協議会のケース会議に検討課題と

して挙げて、様々な視点をもって対応しているという状況である。

(山田朋子委員)

児童虐待が急増している中、要保護児童対策地域協議会で対応できるのかということは全国的に疑問視されている。ぜひ、学校や市町、児童相談所、医療機関などが関わって、要保護児童対策地域協議会とは別の対策会議を設けるべきだと思っている。子どもたちが適正な環境の中で学びを継続できるよう、県教委として取り組んでいただきたい。

□ ICT教育環境整備基準について

(千住良治委員)

小中学校には既に端末が整備されているが、学校で授業中利用すると、端末が停止したり、インターネットにつながらないなどの不具合等が生じるとの声を聞く。ネットワークの環境整備にあたっては、整備基準があるのか。

(教育環境整備課長)

校内LAN整備については、国が示す標準仕様として、LANケーブルが10Gbps以上、教室内の無線アクセスポイントが1Gbpsの普及モデルとされており、学校での授業に支障なく動作するものである。

なお、昨年度整備した各市町、県立学校については、この標準仕様に沿った整備を行っている。

□ 端末の家庭での使用の検討状況について

(千住良治委員)

例えば臨時休業時など1人1台端末が家庭でも使えるようなことは考えられているか。

(義務教育課長)

現在の市町の状況として、6月時点で、9市町が平常時の持ち帰りを決めている。また、6市町が非常時において、家庭での活用を決めている。その他の市町は検討しているところである。令和3年2月の時点では、5市町が平常時の持ち帰りを決めていたが、令和3年6月には9市町に増加していることから、市町においては、積極的な検討が進められている。

また、学校の感染状況によって異なるが、コロナの影響により休校となった場合、家庭に持ち帰った端末で学習を行う取組も徐々に広がってきている。

(ICT教育推進室長)

県立高校においては、原則端末は持ち帰りとしている。自宅でも活用することとしており、臨時休業時も対応できると考えている。生徒は休業前に学校で課題や教材をダウンロードして自宅ではオフラインでも学習することができる。万が一臨時休業が長期化してオンライン授業等が必要になった場合、家庭の通信環境が十分ではない生徒については、個

別に登校して受講するであるとか、学校で映像をダウンロードして自宅で視聴する、または公共施設の Wi-Fi 等を利用する等も考えられる。家庭の通信環境の違いによって学びに差が生じないように配慮していきたい。

(千住良治委員)

どんどん進めていていただきたい。ただ、小中学生については保護者の理解を得ることも難しくなるので、そのあたりもお願いしたい。

□ 医療的ケア児支援法案成立後の特別支援学校の看護師配置・通学支援について

(ごうまなみ委員)

医療的ケア児支援法の成立を受けて、特別支援学校の看護師配置や通学支援についてどのように考えているか。

(特別支援教育課長)

本県の特別支援学校においては、平成16年度から看護師を配置し、配置の拡充を行いながら医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保に努めているところである。今後、支援法を踏まえた国の動向を注視しながら、必要な財政措置については国に要望を行うなど、関係機関と連携しながら対応を検討していく。

□ 児童生徒へのワクチン接種について

(徳永達也委員)

児童生徒へのワクチン接種について、文部科学省は現時点では推奨しないとのことだが、県教育委員会としてどのような対応をしていくのか。

(体育保健課長)

児童生徒の健康を守るために、ワクチンは有効な手段であると考えている。県教育委員会としては、接種は強制ではないことや、接種を希望しないなど、その判断は個々に尊重されるということを生徒や保護者に理解させるとともに、状況の変化に応じて関係機関と連携して適切に取り組んでいく。

(徳永達也委員)

子どもたちを感染症から守ることが重要だと思うが、教育長の見解は。

(教育長)

ワクチンの有効性については、感染症対策としては有効であると考えているが、ワクチンを接種するかどうかについては、個々人で判断するものであり、一斉接種という形が必ずしも望ましくはないという事実もあるため、円滑な接種に向けて、市町とよく相談して対応していく。

□ 第三期長崎県立高等学校改革基本方針について

(徳永達也委員)

第9次実施計画で設置することとしている「地域科学科」と「文理探究科」について、分かりやすく説明して欲しい。

(教育次長)

松浦高校に設置する地域科学科では、普通科の学びをどのように行うのかを積極的に示し、地域を題材として科学的に研究を深めていく。松浦市と連携した探究型学習を市内外に広め、県北地域の人材を育てていきたい。

文理探究科は、子供たちが自ら将来を考えながら、積極的に学ぶ姿勢で学力を磨いていく学科としたい。地域における役割や子供たちのニーズも学校ごとに異なるため、それぞれに適した形の教育課程をこれから検討していく。文理融合型の学習をどのように行うかが課題となるが、大学入試につながる学びを深めたい。

(徳永達也委員)

地域科学科は、生徒数が減少している中で、普通科で特色ある学びを行おうとしたものなのか。また、文理探究科でこの5校を設定した理由は。

(教育次長)

松浦高校は全国で初めての新しい普通科の形である。県内で普通科を設置している他の高校でも、それぞれの地域で何が望まれているのかを検証しながら魅力化を図っていきたい。

文理探究科は、現在理数科を設置している4校と佐世保南高校に設置する。近年、理数科を選択する生徒が減少していることもあり、理系・文系を問わず探究型学習を行う新しいスタイルとして、これまでの理数科をグレードアップした学びを取り入れたい。

□ ワクチン接種に伴う各学校での誹謗中傷への対応について

(中村泰輔委員)

ファイザー製のワクチンについては、12歳以上の子どもが接種対象になったということで、ワクチン接種にかかる学校での誹謗中傷が懸念される。このことについて、県の考え方、取組状況についてお尋ねしたい。

(児童生徒支援課長)

国の通知では、学校でのワクチンの集団接種は推奨しないと示されており、今後、児童生徒に対するワクチン接種については、市町の福祉部局と連携して対応することになる。

その際、児童生徒に対しては、接種を受ける、受けないによって、偏見や差別につながる行為は断じて許されないという認識にたち、機会を捉えて指導の徹底を図っていく必要があると考えている。また、具体的には、接種を強制してはいけないこと、様々な理由によって接種することができない人、また、接種を望まない人もいること、更にその判断は

尊重されるべきであることなどについて、教職員へ指導し、保護者に対しても理解を求めていく。

□ 公立小中学校の余裕教室の活用について

(中村泰輔委員)

国では、各自治体に余裕教室の活用を促しているところであり、他県においては児童館、保育園、公民館、図書館や民間の学習塾に貸し出すなどして活用しているところであるが、本県でも余裕教室を活用していく考えがないか。

(教育環境整備課長)

余裕教室とは、普通教室として使用されていない教室のうち、今後5年間以内に普通教室として使用されることのない教室のことである。

平成29年5月の調査では、公立小学校で227教室、公立中学校で161教室、計388教室が余裕教室となっている。

そのうち学習方法等多様化に対応したスペースとして、多目的スペース、少人数指導のためのスペース、専科指導のためのスペース、また、児童・生徒の生活・交流のスペースとして、ラウンジ、ランチルーム、部室、更衣室、特別教室に活用されており、388教室のうち全く使われていない教室は7教室という状況である。

(中村泰輔委員)

調査の結果としては、余裕教室の活用が図られているようである。学校施設の活用は地域の活性化につながるポイントと考えているので、今後とも十分に地域と連携した形で取り組んでもらいたい。

